

# 明日の文化人育成プロジェクト助成金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、やまぐち文化プログラム実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が実施する明日の文化人育成プロジェクト助成金（以下、「助成金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 この助成金は、若手文化人等に対する支援、及び文化芸術等の文化資源を活用した、交流人口の拡大に向けた取組等を支援し、山口県のさらなる文化振興を図ることを目的とする。

## (交付の対象及び助成率)

第3条 助成金の交付の対象となる事業(以下、「助成対象事業」という。)は、次に掲げる事業とする。

(1) 若手文化人等のスキルアップを図り、地域文化を支える次代の担い手を育成する事業（以下、「やまぐち若手文化人等スキルアップ支援事業」という。）

(2) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「2020年東京大会」という。）文化プログラムの全国展開に合わせて、文化資源を活用した県内文化の魅力発信を図るモデル事業となることを目指して実施される、文化資源を活用した交流人口拡大等を図る事業（以下、「文化交流拡大モデル事業」という。）

2 助成金の交付の対象となる事業者、経費の区分及び助成率等は、別表に定めるとおりとする。

3 助成対象事業は、交付決定の日から平成31年3月31日までに実施する事業とする。

## (交付の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、会長が別に定める日までに、助成金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、実行委員会会長（以下、「会長」という。）に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(別記第2号様式)

(2) 収支予算書(別記第3号様式)

(3) 前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

## (助成金の交付決定)

第5条 会長は、前条の規定により提出のあった助成金交付申請書を審査し、助成金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、助成金の交付を決定し、その旨を書面により助成対象者に通知するものとする。

2 会長は、前項の規定による助成対象者の決定にあたっては、別に定める選考委員会の意見を聞かなければならない。

3 会長は、第一項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項を修正して助成金の交付の決定をすることができる。

4 会長は、第一項の規定により助成金の交付の決定をする場合において、当該助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

### (事情変更による決定の取消し等)

第6条 会長は、天災地変その他助成金等の交付の決定後生じた事情の変更により、助成対象事業の全部若しくは一部を継続する必要がなくなったとき、又は助成対象事業を遂行することができなくなったとき(助成対象者等の責めに帰すべき事情による場合を除く。)は、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 会長は、前項の規定による助成金の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費について、助成金等を交付することができる。

(1)助成対象事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2)助成対象事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

### (助成対象事業の変更等に係る承認の申請等)

第7条 助成対象者は、助成対象事業の内容若しくは助成対象事業に要する経費の配分を変更し、又は助成対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(別記第4号様式)、及び事業変更計画書(別記第5号様式)を会長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、別表に定める軽微な変更については、この限りでない。

2 助成事業者は、助成対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は助成対象事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び当該助成対象事業の遂行の状況を記載した書類を会長に提出して、その指示を受けなければならない。

### (報告)

第8条 会長は、助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、助成対象者に対して報告をさせることができる。

### (指示)

第9条 会長は、前条の報告等により、助成対象事業が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、助成対象者に対し、必要な指示をすることができる。

### (実績報告)

第10条 助成対象者は、助成対象事業が完了したとき(助成対象事業の廃止の承認を受けた場合を含む。)は、次に掲げる事項を記載した実績報告書(別記第6号様式)、及び事業報告書(別記第7号様式)を提出しなければならない。助成対象事業の交付の決定に係る実行委員会の会計年度が終了したときも、同様とする。

(1)助成対象事業の成果

(2)収支決算書(別記第8号様式)

(3)前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

### (助成金の額の確定等)

第11条 会長は、前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査の上、当該助成対象事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、当該助成対象者に通知する。

#### **(是正のための措置)**

第12条 会長は、第10条の実績報告書の提出があった場合において、当該助成対象事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該助成対象者に対し、これに適合させるため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

#### **(決定の取消し)**

第13条 会長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成金等を他の用途へ使用したとき。
- (2) 助成金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱の規定に基づく処分に違反したとき。

2 前項の規定は、助成対象事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

#### **(助成金の返還)**

第14条 会長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、当該助成対象者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

#### **(その他)**

第15条 この要綱に定めるもののほか、当該助成金について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年3月19日から施行する。

## 別表（第3条関係）

### 1 やまぐち若手文化人等スキルアップ支援事業

#### (1) 助成対象者（団体等）

県内で文化芸術活動に取り組む若手文化人等、もしくは県内を拠点として文化芸術活動に取り組む団体等で、次の要件に原則全て該当すること。

- ア 本県市町の住民基本台帳に登録され、現に居住すること。団体等については主な活動拠点を県内に有していること。
- イ 専門とする文化芸術分野で一定の活動実績があること。
- ウ 団体等の場合、地方公共団体等の公的機関は除く。

#### (2) 助成対象事業

- ア 文化芸術に関するスキルアップのための事業であること。
- イ 営利を主たる目的としない事業であること。
- ウ 政治的・宗教的目的を有しない事業であること。
- エ 原則交付決定の日から平成31年3月31日までの間に完了する事業であること。
- オ 助成対象事業完了後、発表会、所属する文化団体への報告会・勉強会の開催等を通じ、地域の文化芸術活動へ成果を披露する取組を実施する事業であること。

#### (3) 対象経費・助成率等

事業内容	対象経費	助成率
○やまぐち若手文化人等スキルアップ支援事業 [活用イメージ] ・文化団体等の次期指導者育成を目的としたマニュアル作成、研修会の実施、外部講師の招聘等 ・若手文化人が参加する研修等への参加費用	・研修等参加費、旅費等 ・講師謝金、講師旅費等 ・通信連絡費等 ・会場借上料 ・研修資料等印刷費 等 (備品購入費等、資産形成となるハード事業は対象外)	1 / 2  (上限10万円)

#### (4) その他

「若手」の定義については、文化芸術の分野によって差異があることから、年齢制限は設定せず、これからの地域文化を担う将来性のある者・団体等とする。

### 2 文化交流拡大モデル事業

#### (1) 助成対象団体等

県内で文化芸術活動に取り組む団体・グループ等(地方公共団体等の公的機関は除く)

#### (2) 助成対象事業

- ア 文化資源を活用した、交流人口の拡大や地域活性化等に取り組む事業であること。
- イ 営利を主たる目的としない事業であること。
- ウ 政治的・宗教的目的を有しない事業であること。

- エ 原則交付決定の日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に完了する事業であること。
- オ 実行委員会からの助成内示額の 1/2 以上を目標金額としたクラウドファンディングを実施する事業であること。
- カ クラウドファンディングの実施に際しては、原則目標金額に到達せずとも資金調達が可能な仕組みを採用すること。(ただし申請書類から異なる仕組みを採用することを明記し、交付決定を受けた事業を除く。)
- キ やまぐち文化プログラム協賛事業の名義の使用承認申請を行う事業であること。

### (3) 対象経費・助成額等

事業内容	対象経費	助成率
<b>○文化交流拡大モデル事業</b> [活用イメージ] ・文化芸術を活用した町のにぎわい創出につながる取組等 ・地域文化の継承を目指した新たな参画者を募るプロジェクト ・訪日外国人向けの文化芸術体験ツアー立案・実施等	・報償費、旅費 ・需用費(事務用品代等) ・役務費(通信費等) ・委託料(賃金を除く) ・使用料、賃借料 ・備品購入費※ ※備品購入が主な目的でなく、かつ継続利用見込が認められるもの	1 / 2  (上限 50 万円) ※ただし、助成額の 1/2 以上を目標金額としたクラウドファンディングを実施すること

注：クラウドファンディング実施に際し、助成対象事業との関係性が認められない返礼品等を設定した場合の返礼品購入等に係る費用は助成対象経費に含めない。

### (4) 留意事項

文化交流拡大モデル事業については、多くの県民等の共感を得ることにより、持続可能な文化芸術活動となることを目指している。そのため、資金調達手法として、助成対象事業に係るクラウドファンディングの実施を助成条件に設定していること。

#### (第 7 条関係)

交付要綱第 7 条に定める「軽微な変更」の範囲については、以下の項目以外の変更とする。(若手文化人等スキルアップ支援事業、文化交流拡大モデル事業共通)

- ①事業計画書における開催場所、期間、実施主体、事業目的の変更。
- ②事業計画書における事業概要について、基本構想、中心となる事業等についての変更。
- ③クラウドファンディングの活用方法についての変更。
- ④収支予算書の全体経費の 2 割を超える変更。
- ⑤収支予算書の科目区分の新設。
- ⑥その他、事業実施に際し会長が必要と認めるもの。